

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	( )
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	北広島町 ( 34369 )
地域名 (地域内農業集落名)	芸北地域 (八幡上1班～八幡下5班、空城、政所、大元、雲耕、亀山、中祖、荒神、橋山、板村、奥中原、川小田、細見、才乙、大利原、南門原、苜屋形、草安、奥原、土橋、大暮下・上、大谷、高野、移原、米沢、溝口1～4区、小原)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	1021.01 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	690 ha
② 田の面積	821.96 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	93.36 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考) 区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	291.17 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<p>○ しばらくは認定農業者等により農地の新規引き受けを期待できるが、現状で地区内の農地すべてを担うにはおよばないため、営農効率化・省力化(ICT化・スマート農業)などによる規模拡大や、新たな農地の受け手(入作を希望する認定農業者・認定新規就農者など)の受入れや育成への支援が求められる。</p> <p>○ 高齢化の進展により認定農業者等への貸出し希望の増加が見込まれる中で、認定農業者等は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行ってまで貸し出す意思がないため、農地集積・集約化が滞るおそれがあることから、きめ細かな耕作条件改善への支援が求められる。</p> <p>○ 地域の共用箇所(農道や水路など)の維持管理補修を含めた、農業生産活動等を継続するための活動への取組が求められる。</p>
--

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<p>○ 減少傾向にある農業を担う者が、広大な農地を維持するためには、引き続き、水稻を中心とした土地利用型農業を維持・継続しながら、ほ場の特性に応じて、水田放牧を行う。</p> <p>○ 大玉トマト、ミニトマト、ホウレンソウ、キャベツ、トウモロコシ、リンゴ、ブドウ、花き類などの園芸作物についても、引き続き面積維持、拡大に努める。</p>
---

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
芸北地域の農地は将来、多様な担い手への面的集積を図る。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	22.58	%	将来の目標とする集積率
			22.58 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
地域の農業者から農地を引き受ける依頼があった場合は、可能な範囲で応じる。			



5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。